公

営

企

号外第二十八号

平成 (月曜日) 三月三十日 二十一年

正する訓令.. 青森県新産業都市建設事業団事務専決代決規程の一部を改 青森県新産業都市建設事業団組織規程の一部を改正する訓 青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規 青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規 青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程 青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程 青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程..... 青森県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程 青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程 雑 報 (経営企画室) (病 同) (整備企画課) ... (建設事業団) 同 同同同 同 同 同 : : : : : : : : : -- 世 Ħ. 껃 \equiv

平成二十一年三月三十日 青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

青森県公営企業管理規程第一号 青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県公営企業の組織等に関する規程 (昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程

第一号)の一部を次のように改正する

を「グループマネージャー」 に改める 第二十三条第四項及び第二十八条の二 (見出しを含む。) 中「グループリーダー」

青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規

公

営 企

業

目

次

を「サブマネージャー」に改める。

別表第一中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に、「サブリーダー」

別表第四及び別表第四の二中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に

改める。

則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県公営企業管理規程第二号

青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程

青森県公営企業文書規程 (昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第五号)

部を次のように改正する。

森 県 県 土 整 備 部 整備企画課長印

別表中

を

青

書

県

森 土整備部 整備企画課長印 公営企業専用

に改める。

第十二号様式中「公営企業課」を「洞土機備部機備企画課 第九号様式中「同兇為番臼」 を「帰淄番田」に改める。 (公呼分業)」に改める。

第十五号様式中 総務課長 親長 主管課長

を

附 則 整備企画課長

謀長代理

グループマネージャー

に改める。

この規程は、 平成二十一年四月一日から施行する。

青森県公営企業職員就業規則の 一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

青森県公営企業管理規程第三号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

森

青

の一部を次のように改正する。 青森県公営企業職員就業規則 (昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号)

第十一条」に改める。 三年法律第五十六号) 第四条」を「学校保健安全法 (昭和三十三年法律第五十六号) 「小学校就学」を「中学校就学」に改め、同項第二十二号中「学校保健法(昭和三十 第六条の四第一項第二号中「職員が」の下に「裁判員、」を加え、同項第十四号中

第二十五条の三第二項中「小学校就学」を「中学校就学」に改める

第三号様式の五中「小特茶紫邨」を「母特茶紫邨」に改める。

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。 ただし、第六条の四第一項第二

号の改正規定は、 同年五月二十一日から施行する

青森県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県公営企業管理規程第四号

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

九号)の一部を次のように改正する。 青森県企業職員の給与に関する規程 (昭和四十九年四月青森県公営企業管理規程第

当 第七号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項各号」を「前項各号」に、 号とし、同項第十号中「に従事したとき (作業が日没時から日出時までの間において 号を同項第四号とし、同項第六号及び第七号を削り、同項第八号中「二百三十円」を 要とされる作業 三百円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「三百十円」を メートル以上の箇所で行われたときは、三百二十円)」を「おいて、 を削り、「六百円」を「三百円」 行われた場合にあっては、次に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額)」 に、「しゃ断」を「遮断」に、「二百三十円」を「三百円」に改め、同号を同項第六 に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「三百十円」を「三百円」に改め、 「三百円」に改め、同号を同項第八号中とし、同項第九号中「ひんぱん」を「頻繁! 「三百円」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「三百十円」を「三百円」 「前二項」を「前項」 第五条第一項第一号中「おける作業 二百二十円 (当該作業が地上又は水面上二十 を「主たる作業」に改め、同項を同条第二項とする。 ľ 「作業に係るこれらの手当の額のうち最も高い額となる手 に、「九百十円」を「六百円」に改め、同号を同項 命綱の使用が必 同

この規程は、 平成二十一年四月一日から施行する

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

青森県公営企業管理規程第五号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程 (昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号) の一

(

部を次のように改正する。

第百九条第二項第三号中「商工組合中央金庫」 を「株式会社商工組合中央金庫」 に

第百二十九条第一項第三号中「三・七パーセント」 を「三・六パーセント」に改め

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂

昭

青森県病院事業管理規程第三号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

号) 青森県病院局の組織等に関する規程 の一部を次のように改正する。 (平成十九年三月青森県病院事業管理規程第

びって 加え、 二項中「 全管理室及び看護部」を「看護部、 第六条第一項中「特定診療部門」 同項を同条第九項とし、 集中治療部」 内視鏡科」を削り、 を削り、 同項を同条第八項とし、 同条第七項中「救命救急センター、 同条第八項中「看護部に」の下に 医療安全管理室及び治験管理室」に改め、 の下に「、救命救急センター」を加え、 同条第六項の次に次の一項を加 「看護企画班、 総合診療部、」及 「医療安 同条第 」 を

救命救急センターに救急部、 総合診療部及び集中治療部を置く。

項を加える。 を削り、 中「救命救急センター、 第七条第一項中「 (救命救急センターを除く。 同条第三項を同条第二項とし、 総合診療部、」及び「及び集中治療部」を削り、 同条第四項を同条第三項とし、 以下同じ。)」を削り、 同条に次の二 同条第二項 同項第一号

- 4 医療安全管理室の分掌事務は、次のとおりとする
- 医療に係る安全管理に関すること。
- 医療に係る安全の確保を目的とした改善方策に関すること。
- 5 治験管理室の分掌事務は、 次のとおりとする。

治験の管理に関すること。

五病棟」を「C病棟」 第八条第三項中「第一病棟」を「A病棟」 اثر 「第六病棟」を「D病棟」に、 ľ 「第三病棟」を「B病棟」 「第七病棟」を「E病棟」 ľ

別表第一中央病院の項中

に改める

ンター がん診療セ 限センター Ę 科に部長、 副部長及び技師長 (腫瘍放射線科に を

ンター がん診療セ センター 툱 科に部 툱 副部長及び技師長

に

門央診療部 理室室安全管 門定診療部 看護部 室長、 室に室長及び次長救命救急センターにセンター長、部長、臨床検査部及び栄養管理部に限る。)部門長、部に部長、副部長及び技師長 部長、 部門長、 次長、 次長 科に部長、 看護指導監、 副部長 看護班長 部長及び副部長 (放射線部 理 部 を

門央診療部 門特定診療部 理室室全管 ンター 救命救急セ 看護部 治験管理室 室長、 室長、 部門長、 部長、 室に室長及び次長部門長、部に部長、 センター 次長 次長 次長、 長 ユニット並びに科に部長、 看護指導監 部長、 副部長 病理指導監 看護企画班長、 副部長及び技師長 副部長及び技師長 看護班長

に改

職

名

職

務

医療管理監

する。 県立病院における政策医療の推進及び特に命ぜられた事務に従事

技師長

副部長

当該科、

部又はユニットの部長を補佐し、

その事務を整理する。

長看護部のな

次

する看護班の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。看護部の部長を補佐し、看護部の事務を整理するとともに、

担当

室の次長

当該室の室長を補佐し、

その事務を整理する

部長を除く。)部長 (運営

す当 る。 科、

部又はユニットの事務を掌理し、

所属の職員を指揮監督

病理指導監

病理技術の指導及び特に命ぜられた事務に従事する。

部門長

当該部門の事務を掌理し、

所属の職員を指揮監督する

センター

툱

当該センターの事務を掌理し、

所属の職員を指揮監督する。

室長

当該室の事務を掌理し、

所属の職員を指揮監督する。

め 診療部 医療管理監、 同表つくしが丘病院の項中 医学物理指導監 室に限る。) 部長、科に部長及び副部長、 室に室長及び技師長 (中央診療

診療部

める。

別表第二 (第十二条、

第十六条関係)

別表第二を次のように改める。

部 莀 科に部長及び副部長、

室に室長及び技師長

に改

を

課長

当該課の事務を掌理し、

所属の職員を指揮監督する。

長護部の班

看護部の当該班の事務を掌理し、

所属の職員を指揮監督する。

看護指導監

看護技術の指導及び特に命ぜられた事務に従事する。

導監 監学物理指

医学物理技術の指導及び特に命ぜられた事務に従事する。

附

この規程は、 平成 一十一年四月一日から施行する。

青森県病院局職員就業規程の 部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県病院事業管理者

吉

田

茂

昭

青森県病院事業管理規程第四号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

部を次のように改正する。 青森県病院局職員就業規程 (平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号) の

「小学校」を「中学校」に改め、 第二十一条第一項第二号中 ľ 「第四条」を「第十一条」に改める。 「証人」を「裁判員、 同項第二十二号中 証人」 「学校保健法」 に改め、 を「学校保健安全 同項第十五号中

別表第五の特別休暇の項中 「証人」を 「裁判員、 証人 ľĆ

半

時日一 間又日 は ー半 時日一 間又日 は、 一半 を 時日一間又日は、

> ľĆ 「小学校就学の始期に達するまでの子 (配偶者)

安全法」に、 を「中学校就学の始期に達するまでの子 「第四条」 を 「第十一条」 (配偶者」 に改め、 ĺĆ 同表の備考一中「及び小学校」 「学校保健法」を「学校保健 を

5) 平成21年3月30日 月曜日

「及び中学校」に改める。

号の改正規定及び別表第五の特別休暇の項の改正規定 (「証人」を「裁判員、 に改める部分に限る。 この規程は、 平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二 し は 同年五月二十一日から施行する。 一十一条第一 項第二 証人

下

平成二十一年三月三十日

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

青森県病院事業管理者 吉 田

茂

昭

青森県病院事業管理規程第五号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

十号)の一部を次のように改正する。 青森県病院局職員の給与に関する規程 (平成十九年三月青森県病院事業管理規程第

ずつ繰り上げる。 下「算出率」という。 り定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数 森県病院事業管理規程第七号。 等」という。)」に、 び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 (以下「育児短時間勤務職員 する法律 (平成三年法律第百十号) 第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及 第二百六十一号) 」を加え、「 (以下「再任用職員」という。) 」を削り、 「別表第七」を「別表第五」に改め、 第五条を削り、第六条第一項中「別表第七」を「別表第五」に改め、同条第二項中 を 「別表第六」に、)」に改め、 「算出率」を「青森県病院局職員就業規程 (平成十九年三月青 「育児短時間勤務職員等」を「地方公務員の育児休業等に関 以下「就業規程」という。) 第二条第四項の規定によ 同条を第五条とし、 「地方公務員法」の下に「 (昭和二十五年法律 第七条から第九条までを一条 「別表第 议

青

第九条とする。 第十条中「診療手当」 の下にっ 放射線取扱手当、 臨床検査手当」 を加え、 同条を

手当の区分が二類、 第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条第一号中「 (管理職 三類、 四類又は五類の職を占める職員の行うものにあっては、一

第十二条第一項中「以下同じ。」を削り、同条第二項中 「、次に掲げる区分に応じ、

同条を第十四条とする。

万二千円)」を削り、

当該各号に定める額」を「千六百円」に改め、 同項各号を削り、同条を第十三条とす

同条第三項を次のように改める。 め、「する。) 」の下に「として計算して得た額」を加え、同号を同項第四号とし、 同号を同項第三号とし、同項第五号中「場合は、」を「場合の勤務一回につき」に改 急変等により」を「に対処するため」に、「二千五百円」を「千六百二十円」に改め、 同号を同項第二号とし、同項第四号中「別表第十三」を「別表第十」に、「の病状の 表第八」に改め、 を削り、同号を同項第一号とし、 については、当該従事時間が五時間以上の勤務一回につき千七百円を加算した額) 」 (当該従事時間が五時間以上の勤務回数が十回を超える場合は、 第十一条第二項中 「基準額」 「三千五百円」を という。 (勤務回数が十回を超える場合は、 」を削り、 「別表第九」 「千六百二十円」 同項第三号中「別表第十二」 第一号を削り、 を 「別表第七」 に改め、 同項第二号中 に改め、 「 (従事時間が五時間以上の勤務 十回を限度とする。 「以下同じ。 を「別表第九」に改め、 十回を限度とする。 「別表第十)」を削 を 7 別 以

3 育児短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「別表第七 に定める額」とあるのは、「別表第七に定める額に算出率を乗じて得た額 (その額 第十一条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。 に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。

(放射線取扱手当)

第十一条 する。 射線を被曝し、その実効線量が百マイクロシー ベルト以上であったことが医療法施 項第一号ただし書きによるものを除く。) により認められた場合に限る。) に支給 行規則 (昭和二十三年厚生省令第五十号) 第三十条の十八第二項に定める測定 (同 放射線取扱手当は、 次に掲げる場合 (月の初日から末日までの間に外部放

に照射する作業に従事したとき。 診療放射線技師又は診療エックス線技師が、エックス線その他の放射線を人体

2 き六千三百円とする。 放射線取扱手当の額は、 看護師又は准看護師が、 前項に規定する場合に該当することとなった月一月につ 前号に規定する作業を補助する業務に従事したとき。

(臨床検査手当)

第十二条 に従事したときに支給する。 臨床検査手当は、臨床検査技師又は衛生検査技師が次の各号に掲げる業務

- 原体」という。) に汚染された検体を直接取り扱う業務十四号) 第六条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体 (以下「危険な病ー 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成十年法律第百
- 三 健康を害するおそれのある有害ガスの発生を伴う科学的検査の業務
- 臨床検査手当の額は、次に掲げる額とする。

2

- その業務に従事した日一日につき三百円)職員及び育児短時間勤務職員等 (以下「短時間勤務職員」という。) については、三百円 (地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める一 前項の業務に従事することを常例とする職員については、勤務一月につき六千
- に従事した日一日につき三百円 前項の業務に従事することを常例とする職員以外の職員については、その業務

県

森

報

別表第二の病院局技能職給料表級別標準職務表の表中

青

	師等の職務高度の技能又は経験を必要とし、特に困難な業務を行う技能技	四級
を	の職務。高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を行う技能技師等	 三 級
	高度の技能又は経験を必要とする技能技師、技能主事等の職務	<u>_</u> 級

五級 高度の技能又は経験を必要とし、特に困難な業務を行う技能技 三級 高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を行う技能技師等 の職務 高度の技能又は経験を必要とする技能技師、技能主事等の職務 に

改める。

別表第五及び別表第六を削り、別表第七中「第六条」を「第五条」に、

 中央病院薬剤部長
 」

 中央病院医学物理指導監
 に、

 中央病院医学物理指導監
 」

 中央病院薬剤部長
 」

中央病院副院長

を

中央病院医療管理監

ビ

中央病院副院長

中央病院のがん診療センター、循環器センター、

脳神経センター及び診療部門の長

を

の長脳神経センター、救命救急センター及び診療部門に、中央病院のがん診療センター、循環器センター、

救命救急センターの長及び部長 中央病院の総合周産期母子医療センター 長並びに を

中央病院の総合周産期母子医療センター 長

に改め、同表を別表第五とす

!、「別表第七のイ」を「別表第五のイ」に、「十一年」を「十年」に改め、同表を別表第九中「第十一条」を「第十条」に、「六五、○○○円」を「八善、○○○円」別表第八中「第六条」を「第五条」に改め、同表を別表第六とする。

వ<u>్</u>గ

ľĆ

別表第七とする

「別表第五のイ」に改め、同表を別表第八とする。 別表第十を削り、 別表第十一中「第十一条」を「第十条」に、 「別表第七のイ」を

に改め、 別表第十二中「第十一条」を「第十条」に、 同表を別表第九とする。 「別表第七のイ」を「別表第五のイ」

別表第十三中「第十一条」を「第十条」に、 「別表第七のイ」を「別表第五のイ」

に改め、同表を別表第十とする。

十四」に改め、同項の次に次の一項を加える。 附則第五項中「第七条第二項」を「第六条第二項」 附則第六項中「第十三条」を「第十六条」に改め、 に、「百分の十三」を「百分の 同項を附則第七項とする。

(診療手当の額の特例)

6 医師又は歯科医師として医療に従事する職員で管理者が定める者については、 第十条第二項の規定により算出した額に管理者が定める額を加算する。 当

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

雑

報

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 Ξ 村 申 吾

青森県事業団規則第一号

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団財務規則 (昭和三十九年四月青森県事業団規則第八号)

の一部を次のように改正する。

長」に改める。 第八十四条第二項中「建設課」を「建設管理課」に、 「建設課長」を「建設管理課

> 囲」に改める。 第二十四号様式中「その1 (記名式持参人払用)」を「(その1)記名式持参人払

項七中「総務呰畑」を「総務瑞畑」に改める。 第二十四号様式のその一 (記名式持参人払用) の表紙 (裏) 当座小切手帳の注意事

務部庫」を「総務端庫」に改める。 第二十四号様式の (その二) 記名式の表紙 (裏) 当座小切手帳の注意事項七中「談

第三十二号様式の注中「裕渵踹畑」を「診澇踹畑」に改める。

第五十六号様式中「巺 펜 を「骗 加」に改める。

第六十二号様式中「涆嵡鞴」を「黪嵡鞴」に改める。

第六十四号様式中「談談鸮畑」を「談談瑞畑」に改める。

則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県事業団訓令甲第一号

庁 中

般

青森県新産業都市建設事業団組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 Ξ 村 申 吾

青森県新産業都市建設事業団組織規程の一部を改正する訓令

青森県新産業都市建設事業団組織規程 (昭和四十二年五月青森県事業団訓令甲第

号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「吏員」を「職員」に改める。 第八条第二項中「吏員」を「職員」に改める。

この訓令は、 平成二十一年四月一日から施行する。

青森県事業団訓令甲第二号

中

庁

般

定める。 青森県新産業都市建設事業団事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように

平成二十一年三月三十日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 Ξ 村 申 吾

青森県新産業都市建設事業団事務専決代決規程 (昭和三十九年二月青森県事業団訓 青森県新産業都市建設事業団事務専決代決規程の一部を改正する訓令

し、第九号を第八号とする。 第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号と め、第二号中「総務課長」を「課長」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、 令甲第二号)の一部を次のように改正する。 別表各課共通事項の項専務理事専決事項の欄第一号中「総務課長」を「課長」に改

分休業を除く。)」を削る。 別表各課共通事項の項課長専決事項の欄第二号中「 (建設管理課においては長を含 以下同じ。) 」を削り、第三号中「 (長の病気休暇を除く。) 」及び「 (長の部

別表総務課の項課長専決事項の欄第一号イ中「吏員及び吏員以外の」を削る。

青

附

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所·販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

県号